

個人タクシー試験対策

精選正誤問題集 (2026年版)

◇令和7年11月試験反映◇

(関東運輸局 東京都特別区武三交通圏・平成14年4月～令和7年11月の本試験主要問題を掲載)

AIMOTO

目 次

第1章 道路運送法1条～9条の3	5
第2章 運賃料金認可処理方針、運賃料金制度(1)	11
第3章 道路運送法10条～12条、運賃料金制度(2)、標準運送約款	15
第4章 道路運送法13条～28条	21
第5章 道路運送法29条～41条、事故報告規則	27
第6章 道路運送法78条～105条、期限更新等取扱い、事業等報告規則	35
第7章 旅客自動車運送事業運輸規則1条～19条の2	41
第8章 旅客自動車運送事業運輸規則20条～47条の8	47
第9章 旅客自動車運送事業運輸規則47条の9～68条	53
第10章 タクシー業務適正化特別措置法	57
第11章 道路運送車両法、自動車点検基準、道路運送車両の保安基準	65
解 答	71

個人タクシー試験対策 精選正誤問題集 (2026年版)



個人タクシー法令試験は、短文の正誤を判断する○×方式の問題（以下「正誤問題」といいます。）と、条文の空欄に当てはまる字句を語群から選択する方式の問題（以下「語群選択問題」といいます。）の二つのパターンで出題されています。いずれも過去に出題された問題が繰り返して出題されるのが特徴です。つまり、過去問の徹底マスターこそが合格への王道です。

そこで、本問題集では、平成14年4月試験から令和7年11月試験までの関東運輸局・東京特別区武三交通圏で出題された正誤問題の主要な問題を中心に掲載しました。

出題年月と第何問かを明記するため、出題番号として、問題文の末尾に[H2911-01]のように記載しました。これは平成29年11月試験第1問という意味です。[OLD-001]などの通し番号が記載してある問題は、関東運輸局以外で出題された問題か、平成14年よりも古い時期に出題された問題です。また、新しい制度などについては、[ORIG-001]という通し番号で新作問題を掲載しました。なお、これらの通し番号は個タク法令問題集・正誤問題集と共通のものを使用しているため本問題集では一部欠番があります。さらに、学習の便宜を図るため、出題の根拠となる条文や通達等についても<道運7①>などのように出題番号の後に明示しました。

過去問の中には法改正によって現行法では当てはまらない出題もあります。このような問題文については、現行法に対応するように修正しました。修正した問題文についてはその末尾に[改]と記載しています。修正できないのものについては、問題文の冒頭に〔改正前〕と明記した上で、参考としてグレーの文字で掲載しました。

本問題集はこのように主要な過去問を網羅してありますから、繰り返してマスターすれば、十分に合格レベルの力を付けることができます。その上、学習をしやすくするために問題の配列を工夫し、個タク法令教科書の順序に整理して掲載していますので、個タク法令教科書の読み込みと並行して問題を解くことができます。

この問題集で学ばれた皆さんのが無事に許可・認可処分を受けて個人タクシーを開業できるようお祈りしています。

2019.11.11 (2025.11.5修正) aimoto

◆◆◆◆◆◆◆◆ ◆例 ◆◆◆◆◆◆◆◆

1 法令及び通達等の略語一覧

本書では法令や通達等について、以下の略語を使用しています。

道運	道路運送法
道運施令	道路運送法施行令
道運施規	道路運送法施行規則
処理方針	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について
運賃制度	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について
標準約款	一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款
観光ルート別	タクシーの観光地におけるルート別運賃制度の見直しについて
事故報規	自動車事故報告規則
期限更新	個人タクシー事業の許可期限の更新等の取扱いについて
事業報規	旅客自動車運送事業等報告規則
運規	旅客自動車運送事業運輸規則
賠償基準	旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示
地図規格	旅客自動車運送事業運輸規則第29条の規定に基づく地図の規格及び指定事項について
危険物運送基準	旅客自動車運送事業用自動車による危険物等の運送基準を定める告示
タク特	タクシー業務適正化特別措置法
タク特施規	タクシー業務適正化特別措置法施行規則
車両	道路運送車両法
保安基準	道路運送車両の保安基準
点検基準	自動車点検基準
表示	東京都内に配置するハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱について

2 条文番号の略記方法

本書では次のルールによって条文番号を略記しています。

条： 算用数字 (1 2 3)

項： ローマ数字 (I II III)

号： 丸数字 (①②③)

3 略記の例

例1) 道路運送法第五条第一項第三号 → 道運5 I ③

例2) 道路運送車両法第四十七条の二第一項 → 車両47の2 I

4 本試験に記されている注意事項

本試験では次のような注意事項が記されています。これらは、本書の問題を解く際にも当てはまります。

(注意事項) 1 本試験問題については、特段の指示がない限り、令和7年年9月1日現在で施行されている法令に基づくものとする。

2 本試験問題中「タクシー」とあるのは、タクシー業務適正化特別措置法の問題を除き、「一般乗用旅客自動車運送事業用自動車」とする。

第1章 道路運送法1条～9条の3

次の文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

◆◆◆ 道路運送法の目的

- () 001 道路運送法の目的には、利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することが含まれています。[R0311-10]<道運1>
- () 002 道路運送法の目的には、旅客自動車運送事業者の利益を保護することが含まれています。[R0707-01]<道運1>
- () 005 道路運送法の目的規定には、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図ることが定められています。[R0711-28]<道運1>
- () 006 道路運送法の目的には、公共の福祉を増進することが含まれています。[H3007-15]<道運1>

◆◆◆ 旅客自動車運送業の意義・種類

- () 007 道路運送法で「自動車運送事業」とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をいいます。[R0607-15]<道運2Ⅱ>
- () 009 他人の需要に応じ、無償で、自動車を使用して旅客を運送する行為は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当しません。[R0211B-09]<道運2Ⅲ>
- () 013 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいいます。[OLD-001]<道運2Ⅲ>
- () 015 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいい、その種類は、一般旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業があります。[R0611-06]<道運2Ⅲ>

() 016 道路運送法で「自動車」とは、道路運送車両法による自動車をいいます。

[R0503-15]<道運2VI>

() 017 道路運送法の旅客自動車運送事業には、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業があります。[R0411-10]<道運3>

() 018 道路運送法の旅客自動車運送事業は、一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客自動車運送事業の3種類に分類されています。
[OLD-002]<道運3>

() 019 道路運送法では、一般乗合旅客自動車運送事業と一般乗用旅客自動車運送事業の2種類の事業が一般旅客自動車運送事業であって、それ以外の事業は特定旅客自動車運送事業であるとされています。[R0707-40]<道運3>

() 022 道路運送法の一般旅客自動車運送事業には、いわゆる路線バス事業や観光バス事業やタクシー事業があります。[H1407-11]<道運3①>

() 023 道路運送法には、法人タクシー事業及び個人タクシー事業の2つの事業が、一般乗用旅客自動車運送事業であることが規定されています。[OLD-003]<道運3①ハ>

() 024 道路運送法では、一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業を一般乗用旅客自動車運送事業と規定しています。[R0703-18]<道運3①>

() 027 道路運送法の規定により、国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車で一般乗用旅客自動車運送事業を経営することはできません。[R0303-04]<道運3①ハ>

() 030 道路運送法の規定により、乗車定員11人の自動車で一般乗用旅客自動車運送事業を経営することはできません。[H1711-08]<道運3①ハ、道運施規3の2>

() 031 個人タクシー事業は、道路運送法の「一般乗合旅客自動車運送事業」に該当します。[OLD-005]<道運3①ハ>

◆◆◆ 旅客自動車運送業の許可

- () 035 個人タクシー事業を経営するためには、道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けなければなりません。[OLD-009]<道運4>
- () 038 個人タクシー事業者がいわゆるタクシー無線を設置しようとするときは、道路運送法に規定する手続きが必要です。[OLD-012]<道運4・11I、道運施規12③>
- () 039 個人タクシー事業の許可を新たに受けようとする者は、営業所所在地を管轄する地方運輸局長に対して、道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の許可申請を行わなくてはなりません。[H2007-01]<道運5>

◆◆◆ 旅客自動車運送業の許可申請（事業計画の定め）

- () 040 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の経営許可申請書の事業計画には、自動車車庫の位置及び収容能力等について記載することになっていますが、営業区域については記載する必要はありません。[H2505-19]<道運5 I ③、道運施規4VIII①>
- () 042 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、主たる事務所及び営業所の名称及び位置についても記載することになっています。[OLD-013]<道運5 I ③、道運施規4VIII②>
- () 043 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、事業用自動車の長さ、幅、高さについて記載することになっています。[OLD-014]<道運5 I ③、道運施規4VIII>
- () 046 一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、少なくとも運賃及び料金の收受について、明確に定めなければなりません。[R0611-28]<道運5 I ③、道運施規4VIII>
- () 049 タクシーをいわゆる「禁煙タクシー」とする場合、その旨を事業計画に定め、道路運送法の規定に基づく認可を受ける必要があります。[H2911-30]<道運5 I ③、道運施規4VIII>

() 050 一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、過労の防止について、明確に定めなければなりません。[R0607-35]<道運5 I ③、道運施規4VIII>

() 051 一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、事故の場合の処置について、明確に定めなければなりません。[R0703-39]<道運5 I ③、道運施規4VIII>

◆◆◆ 旅客自動車運送業の許可申請（営業区域）

() 053 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域は、輸送の安全、旅客の利便等を勘案して、事業者が定める区域を単位としています。[R0707-16]<道運5 I ③、道運施規5>

◆◆◆ 旅客自動車運送業の許可申請（添付書類等）

() 055 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が申請書を提出するときは、その事業用自動車を当該許可を受けようとする者に限って運転しようとする場合であっても、事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要を記載した書面の添付を省略することはできません。[R0707-32]<道運5 II、道運施規6IV>

◆◆◆ 旅客自動車運送業の許可申請（欠格事由）

() 059 1年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過した者であれば、個人タクシー事業の許可を受けることができます。[改][R0707-04]<道運7①>

◆◆◆ 運賃料金の認可・届出

() 068 個人タクシー事業者は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定めたときは、30日以内に届け出なければなりません。[R0611-16]<道運9の3 I>

() 069 道路運送法に規定する運賃及び料金の変更認可申請を、個人タクシー事業者は行うことができません。[H1803-33]<道運9の3 I>

- () 070 タクシーの運賃料金メーター器が故障したため新しいメーター器に変更する場合、運賃及び料金の変更認可の手続きが必要になります。[R0507-02]<道運9の3 I>
- () 073 個人タクシー事業の許可を受けた者が、運賃及び料金の設定の認可申請をしようとする場合、当該認可申請書には設定を必要とする理由を記載しなければなりません。[H2505-09]<道運9の3 I、道運施規10の3 I④>
- () 075 個人タクシー事業者が認可を受けている運賃及び料金を変更しようとする場合の認可申請書には変更の理由を記載する必要はありません。[R0507-15]<道運9の3 I、道運施規10の3 I④>
- () 076 個人タクシー事業者は、旅客の運賃その他運輸に関する料金の認可申請をしようとする場合には、運賃及び料金の収受並びに事業者の責任に関する事項を申請書に記載しなければなりません。[R0711-08]<道運9の3 I、道運施規10の3 I>
- () 077 個人タクシー事業の許可を受けた者が、地方運輸局長が原価計算書その他運賃及び料金の算出の基礎を記載した書類の添付の必要がないと認め公示したものに該当する運賃及び料金を適用する場合は、認可申請の手続きは必要ありません。
[OLD-018]<道運9の3 I、道運施規10の3III>
- () 079 地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）が公示した自動認可運賃に該当する運賃の申請については、原価計算書等の添付を省略することができます。[R0511-25]<道運9の3 I、道運施規10の3III>
- () 081 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金のうち、旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金は、時間指定配車料金に限られています。[R0603-09]<道運9の3 I、道運施規10の4 I>
- () 082 一般乗用旅客自動車運送事業者の運賃及び料金の認可基準には、他の一般旅客自動車運送事業者との間に、不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものであることなどがあります。[OLD-019]<道運9の3 II③>

- () 083 一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金のうち、旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金について設定又は変更した場合は、遅滞なく届け出なければなりません。[R0607-40]<道運9の3Ⅲ>

第2章 運賃料金認可処理方針、運賃料金制度(1)

次の文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

◆◆◆ 運賃料金認可処理方針

- () 285 運賃改定とは、現在認可を受けている運賃よりも高い運賃を設定することをいう。[OLD-060]<処理方針1>
- () 286 運賃改定とは、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）が定める運賃適用地域において普通車の最も高額の運賃よりも高い運賃を設定することをいう。[OLD-061]<処理方針1>
- () 287 運賃改定の申請は、運賃適用地域ごとに、原則として最初の申請があったときから3ヶ月の期間の間に受け付ける。そして、当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数に占める申請があった法人事業者の車両数の合計の割合（申請率）が5割以上となった場合には、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定手続を開始する。[改][OLD-062]<処理方針2>
- () 288 道路運送法の規定により、タクシー事業者が運賃改定に係る申請を行ったときは、当該事業用自動車の車内にその旨を掲示しなければなりません。[H1607-32]<処理方針2>
- () 290 運賃改定時に行う原価計算に使用する運賃原価は、一般乗用旅客自動車運送事業の営業費（人件費、燃料油脂費、車両修繕費、車両償却費、その他運送費及び一般管理費）及び営業外費用を合計した額である。[OLD-063]<処理方針3>
- () 292 初乗運賃額が自動認可運賃を下回っている運賃の申請は、地方運輸局長が、申請ごとに個別に判断するが、初乗運賃と加算運賃の比率は原則として当該運賃適用地域における上限運賃の初乗運賃と加算運賃の比率と同等のものとする。[OLD-065]<処理方針4>

◆◆◆ 運賃料金制度（運賃の種類、適用順位、距離制運賃）

- () 247 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃の種類は、距離制運賃、時間制運賃、定額運賃、事前確定運賃とされています。[R0703-34]<運賃制度1(1)>
- () 248 距離制運賃（時間距離併用制運賃）とは、初乗運賃と加算運賃を定め、旅客の乗車地点から降車地点までの実拘束時間に応じた運賃をいいます。[OLD-054]<運賃制度1(1)イ>
- () 250 一般乗用旅客自動車運送事業の定額運賃の種類は、施設及びエリアに係る定額運賃、イベント定額運賃、観光ルート別運賃並びに事前確定運賃とされています。[ORIG-002]<運賃制度1(1)ハ>
- () 251 一括定額運賃とは、閑散時等の需要喚起を目的として、あらかじめ利用回数の上限、利用時間帯の制限、適用地点又はエリア、タクシーの利用券を使用する期限等の条件を設定し、当該条件に応じた価格を定め、定額で複数回のタクシー利用権を一括して設定する運賃をいいます。[ORIG-003]<運賃制度1(1)ハ④>
- () 252 事前確定運賃とは、配車アプリ等に搭載された電子地図を用いて、旅客が入力した乗車地点と降車地点との間の推計走行時間に基づき時間制運賃に準じて別途定める方法により算出し、乗車前に運賃額を確定する運賃をいいます。[ORIG-004]<運賃制度1(1)ニ>
- () 254 運賃の適用順位は、原則として距離制運賃を適用しますが、営業所（無線基地局を含みます。）においてあらかじめの特約がある場合には時間制運賃を適用することができます。また、定額運賃を設定している場合は、その定額運賃を適用することができます。なお、距離制運賃の適用を想定した運送を行おうとする場合において、旅客の求め又は同意（配車アプリ等の利用を通じた同意を含みます。）があるときは、事前確定運賃を適用することができます。[ORIG-005]<運賃制度1(2)>
- () 256 距離制運賃の初乗距離は、各運賃適用地域ごとに地方運輸局長が定める距離により設定します。[H1807-33]<運賃制度1(3)イ①>

- () 257 時間距離併用制運賃は、一定速度以下の走行速度になった場合の運送に要した時間を時間制運賃で換算し、距離制メーターに併算します。[R0611-21]<運賃制度1(3)イ③>
- () 259 事業者は、表示通達（各都県に於ける「タクシー車両の表示等に関する取扱について」をいう。）において定められている深夜早朝に於ける運賃の割増率及び適用時間の車内表示（運賃割増）は、黄色地に赤色の文字で、車両左右後部ドアの三角窓又は相当する位置に、内部及び外部に向けて表示することとなっています。
[H1407-18]<運賃制度1(3)ロ②、表示III5(3)>
- () 261 身体障害者割引は、身体障害者福祉法による身体障害者手帳を所持している者に適用するものとし、営業的割引条件にも該当する場合は、いずれか高い率を適用し、割引の重複はできません。[R0711-04]<運賃制度1(3)ハ①④>
- () 263 身体障害者割引及び知的障害者割引の割引条件に該当する場合でも割引を重複して適用することはできません。[R0611-14]<運賃制度1(3)ハ①④>
- () 264 遠距離割引は、一定のメーター表示額（基準額という。）に相当する距離を超える遠距離旅客に対し適用するものとし、基準額についての定めはされていないので、基準額を9,000円とすることができます。[ORIG-006]<運賃制度1(3)ニ②>

◆◆◆ 運賃料金制度（時間制運賃）

- () 265 時間制運賃は、営業所（無線基地局を含みます。）において時間制運賃によるあらかじめの特約がある場合に適用します。[R0603-06]<運賃制度1(4)イ①>
- () 267 [改正前] 時間制運賃は、冠婚葬祭にかかる運送等距離制運賃により難い運送であって、営業所等において時間制運賃による特約がある場合に適用するので、観光地の周遊の運送には適用できない。[H1507-29]<運賃制度1(4)イ①>
- () 268 時間制運賃による契約の場合は、タクシーメーター器にカバーをし、前面に「賃走」の表示をするものとする。[H1607-08]<運賃制度1(4)イ⑤、表示III2(2)⑥・6(4)>

- () 270 表示通達（各都県に於ける「タクシー車両の表示等に関する取扱について」をいう。）において、「貸切車」板は、文字は紺色とし、地は白色とすること及び文字の寸法は、縦横3cm以上とすることが定められています。[H1607-15]<運賃制度1(4)イ⑤、表示Ⅲ6(4)・別表(4)第3>
- () 271 時間制運賃の割増（大型車割増及び特定大型車割増を除く。）については、2以上の割増条件に該当する場合はいずれか高い率を適用し、割増の重複はできない。
[OLD-057]<運賃制度1(4)ロ>
- ◆◆◆ 運賃料金制度（定額運賃）
- () 272 定額運賃のうち、施設及びエリアに係る定額運賃は、定額運賃適用施設と他の定額運賃適用施設との間又は定額運賃適用施設と一定のエリアとの間に行われる反復・継続的な運送であって、地域の実情に応じて地方運輸局長が定める額に相当する距離を超えるものについて設定できます。[R0307-02]<運賃制度1(5)イ①>
- () 273 定額運賃のうち、施設及びエリアに係る定額運賃の額は、定額運賃を定める定額運賃適用施設から他の定額運賃適用施設又は一定のエリア内への最短経路による運送に適用される通常の時間距離併用制運賃において渋滞等による時間加算を勘案した額によります。[R0607-01]<運賃制度1(5)イ②>
- () 274 観光ルート別運賃は、観光ルートごとに走行距離、所要時間を実測し、この実測に基づいた距離制又は時間制の運賃に基づいて、観光ルートごとに認可を受けて設定する。[OLD-058]<運賃制度1(5)ハ、観光ルート別Ⅱ2(2)①>
- () 275 事業者は、観光ルート別運賃を適用する場合には、表示通達（各都県に於ける「タクシー車両の表示等に関する取扱について」をいう。）により、車内表示装置の「貸切車」を表示しなければなりません。[H1411-32]<運賃制度1(5)ハ、表示Ⅲ2(2)⑦・6(5)>
- () 276 一括定額運賃は、利用回数の上限を定めなければならず、乗り放題とするとはできません。[ORIG-007]<運賃制度1(5)ニ⑤>

第3章 道路運送法10条～12条、運賃料金制度(2)、標準運送約款

次の文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

◆◆◆ 運賃料金制度（料金）

- () 277 一般乗用旅客自動車運送事業の料金の種類は、待料金、迎車回送料金、サービス指定予約料金及びその他の料金とされています。[R0511-16]<運賃制度2(1)>
- () 278 表示通達（各都県に於ける「タクシー車両の表示等に関する取扱について」をいう。）において、「予約車」板は、迎車回送して旅客の指定した場所に到着後旅客の都合により車両を待機させる場合、又は運送の途中において、旅客の都合により車両を待機させる場合は、表示装置により表示する場合であっても予約車板を掲出しなければならないこととなっています。[H1511-31]<運賃制度2(2)イ、表示Ⅲ6かつこ書・6(2)>
- () 279 1車両1回ごとの定額による迎車回送料金は、需要に応じ変動させてその料金を設定することはできません。[ORIG-008]<運賃制度2(2)ロ①>
- () 281 表示通達（各都県に於ける「タクシー車両の表示等に関する取扱について」をいう。）において、車内表示装置の「迎車」表示は、乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合に、車外に向けて表示することとなっていますが、「迎車」を表示したときは、表示した時刻を「運転日報」の備考欄に記入する必要はないこととなっています。[H1607-05]<運賃制度2(2)イロ、表示Ⅲ2(2)④>
- () 282 一般乗用旅客自動車運送事業のサービス指定予約料金は、時間指定配車料金及び車両指定配車料金とされています。[R0707-14]<運賃制度2(2)ハ①>
- () 283 個人タクシー事業に係る料金のうち、待料金、迎車回送料金及びサービス指定予約料金以外の料金は、不当な差別的取扱いをするものではなく、かつ、旅客が利用することを困難にするおそれがないものである場合に設定できます。[R0303-28]<運賃制度2(2)ニ>

- () 284 タクシー事業に係る料金のうち待料金、迎車回送料金、サービス指定予約料金以外のその他の料金は、認可も届出も必要ありません。[H1803-06]<運賃制度2(2)ニ>

◆◆◆ 運賃料金の割戻しの禁止

- () 086 道路運送法の規定により、運賃及び料金の割戻しは禁止されているが、事業主でもある個人タクシー事業者の場合は適用除外となっています。[OLD-020]<道運10>

- () 089 道路運送法の規定では、一般旅客自動車運送事業者は、旅客が得意客であると認められる場合であっても、收受した運賃又は料金の割り戻しは禁止されています。
[H2811-29]<道運10>

- () 090 個人タクシー事業者は、旅客との間に運賃又は料金に関する特約がある場合に限り、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをすることができます。[R0407-19]<道運10>

- () 092 道路運送法の規定により運賃及び料金の割戻しは禁止されていますが、やむを得ない事由があると認められるときは、この限りではありません。[R0703-07]<道運10>

◆◆◆ 運送約款の定めと変更

- () 093 一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を変更しようとするときはその30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければなりません。[H2411-05]<道運11 I>

- () 096 運送約款には、運賃及び料金の收受の方法について定めなければなりません。
[OLD-021]<道運11 II②>

- () 097 個人タクシー事業者が、運賃及び料金をクレジットカードにより精算しようとするときは、道路運送法に規定する手続きが必要です。[R0607-28]<道運11 II②>

- () 098 一般乗用旅客自動車運送事業の運送約款には、少なくとも運賃及び料金の収受並びに一般旅客自動車運送事業者の責任に関する事項が明確に定められていないなりません。[R0206-26]<道運11 II ②>

◆◆◆ 標準運送約款と同一の運送約款

- () 100 個人タクシー事業者は、標準運送約款以外の運送約款を定めることはできません。[R0403-12]<道運11 III>

- () 102 個人タクシー事業者が現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更する場合は、道路運送法に規定する認可手続きが必要です。[R0503-07]<道運11 III>

◆◆◆ 運送約款に定める事項

- () 103 運送約款に定める事項の1つとして、運賃及び料金の収受又は払戻しに関する事項があります。[R0511-31]<道運11 I・II ②、道運施規12②>

- () 106 個人タクシー事業者が営業所で運送契約を結ぶことは道路運送法の規定により禁止されています。[OLD-022]<道運11 I、道運施規12③>

- () 107 一般乗用旅客自動車運送事業の運送約款には、運送の引受けに関する事項等を定めることが必要ですが、運送責任の始期及び終期については定める必要はありません。[R0603-17]<道運11 I、道運施規12③④>

- () 110 一般乗用旅客自動車運送事業の運送約款には、損害賠償に関する事項のほか、交通事故に係る損害賠償限度額及び補償支払の損害保険会社等についても定めなければなりません。[R0607-08]<道運11 I、道運施規12⑥>

- () 111 一般乗用旅客自動車運送事業の運送約款には、損害賠償に関する事項を定めることが必要ですが、交通事故に係る損害賠償限度額及び補償支払の損害保険会社を定める必要はありません。[R0703-27]<道運11 I、道運施規12⑥>

- () 112 個人タクシー事業者の運送約款には、事業の休止に関する事項を定めなければなりません。[R0407-31]<道運11 I、道運施規12>
- () 113 個人タクシー事業者の運送約款には、勤務時間に関する事項を定める必要はありません。[R0711-36]<道運11 I、道運施規12>
- () 114 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の運送約款には、自動車車庫の位置及び収容能力についても記載することとなっています。[OLD-023]<道運11 I、道運施規12>
- () 115 個人タクシー事業者が、営業区域内の他の場所に転居することになりました。この場合、運送約款の変更手続きが必要です。[OLD-024]<道運11 I、道運施規12>

◆◆◆ 標準運送約款（適用範囲）

- () 293 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、当該運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によることが規定されています。[R0611-26]<標準約款1 I>
- () 294 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、当該運送約款の趣旨及び法令に反しない範囲で当該運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によることが規定されています。[R0703-03]<標準約款1 II>

◆◆◆ 標準運送約款（係員の指示）

- () 295 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、旅客は、運転者が運送の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければならないことが規定されています。[R0711-23]<標準約款2>

◆◆◆ 標準運送約款（禁煙車両）

- () 297 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、旅客が禁煙車両（禁煙車である旨を表示した車両）内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、運転者は喫煙を中止するように求めることができ、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがある旨が規定されています。[H3011-06]<標準約款4の2>

◆◆◆ 標準運送約款（手回品）

- () 299 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、旅客の手回品の中に旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された刃物その他の物品が収納されているおそれがあると認めるとときは、旅客に対し手回品の内容の明示を求めことがある旨が規定されています。[ORIG-009]<標準約款4の3Ⅱ>
- () 300 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、旅客の手回品の中に旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された物品が収納されているおそれがあると認めたため、旅客に対し手回品の内容の明示を求めたにもかかわらず、これに応じない旅客に対しては、運送の引受け又は継続を拒絶することがある旨が規定されています。[ORIG-010]<標準約款4⑧・4の3Ⅲ>

◆◆◆ 標準運送約款（運賃・料金、運賃・料金の收受）

- () 301 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、旅客から收受する運賃及び料金は、旅客の乗車時において地方運輸局長の認可を受け、又は地方運輸局長に届出をして実施しているものによることが規定されています。[R0707-11]<標準約款5Ⅰ>
- () 302 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、個人タクシー事業者が特約に応じたときは、旅客から收受する運賃及び料金の額は、地方運輸局長から認可を受けたものでなくてもよいことが規定されています。[R0607-02]<標準約款1Ⅱ・5Ⅰ>

- () 303 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、運賃及び料金は、いかなる場合でも、運賃料金メーター器の表示額によることが規定されています。[R0707-25]<標準約款5 II>
- () 305 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、運賃及び料金の収受に関し、旅客の下車の際にその支払いを求めることが規定されています。[R0507-19]<標準約款6>
- () 306 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、運賃及び料金の収受に関し、旅客が乗車する際にその支払いを求める場合もあることが規定されています。[H2611-14]<標準約款6>

◆◆◆ 標準運送約款（旅客に対する責任、旅客の責任）

- () 307 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、旅客に対する責任は、旅客の乗車のときに始まり、下車をもって終わることが規定されています。[R0707-36]<標準約款7 II>
- () 309 個人タクシー事業者は、道路の損壊により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたとき、一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款では、これによって旅客が受けた損害を賠償する責任は負わないと定められています。[R0703-19]<標準約款9>
- () 311 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより一般乗用旅客自動車運送事業者が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めることができます。[R0711-05]<標準約款10>

◆◆◆ 運賃料金等の公示

- () 116 個人タクシーの事業者の営業所には、地方運輸局長の認可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業に係る運送約款を公示しなければなりません。[OLD-025]<道運12>

第4章 道路運送法13条～28条

次の文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

◆◆◆ 運送引受義務、運送の引受け及び継続の拒絶

- () 117 個人タクシー事業者は、夜間、繁華街において、付近に他のタクシーがいる場合に限って、近距離の運送の申し込みを断ることができます。[H3011-36]<道運13>
- () 118 営業区域内において運送の申込みがあった際、旅客から指示された目的地までの経路がわからない場合には、旅客にその旨を説明し、当該運送の引受けを拒絶してもよいことが道路運送法に規定されています。[R0411-04]<道運13>
- () 119 一般乗用旅客自動車運送事業者は、12歳未満の小児だけの旅客を運送することはできません。[H1411-20]<道運13>
- () 120 個人タクシー事業者は、旅客を限定した運送しか行わないようにすることができます。[OLD-026]<道運13>
- () 122 道路運送法には運送の引受義務が規定されていますが、個人タクシー事業者は認可を受けている運送約款によらない運送の申込みを受けた場合には、当該運送の引受けを拒絶することができます。[R0211B-40]<道運13①>
- () 123 車椅子を使用する旅客から運送の申込みがあったときには、タクシーに当該車椅子を積載するとその積載の方法が道路交通法違反となる場合であっても、運送の引受けを拒絶することはできません。[H1607-10]<道運13②>
- () 124 旅行鞄等を携行する旅客から運送の申込みがあったときには、タクシーに当該旅行鞄等を積載するとその積載の方法が道路交通法違反となる場合であっても、運送の引受けを拒絶することはできません。[R0711-21]<道運13②>

- () 125 道路運送車両法に規定されている自動車の乗車定員を超える旅客の運送を申し込まれたときは、道路運送法の規定により、運送の引受けを拒絶することができます。[R0703-26]<道運13②>
- () 126 事業者が、乗車定員6人の事業用自動車を運転中、成人男性2人、成人女性1人、幼児3人の家族から運送の申込みを受けた場合に、当該家族全員を運送するために適する設備がないことを理由に運送の引受けを拒絶することは、道路運送法違反ではありません。[H1503-35]<道運13②>

◆◆◆ 運送の順序

- () 127 一般乗用旅客自動車運送事業者は、原則として、運送の申込みを受けた順序で旅客の運送を行わなければなりません。[R0707-27]<道運14>
- () 129 個人タクシー事業者が、運送の申込みを受けた順序によらずに旅客を運送することができるのは、急病人を運送する場合に限られています。[R0607-12]<道運14>

◆◆◆ 事業計画の変更（全般・自動車車庫）

- () 132 一般乗用旅客自動車運送事業者が事業計画を変更するときは、道路運送法に規定する手続きが必要です。[OLD-028]<道運15 I>
- () 133 事業用自動車の車庫を営業所から1.5km以内の場所に賃貸で確保していた個人タクシー事業者が、自己所有の自宅を主たる事務所及び営業所としている場合、当該自己所有地内に車庫の位置を変更するときは、事業計画変更の手続きが必要です。[OLD-029]<道運15 I>
- () 134 事業者は、事業計画のうち自動車車庫の位置又は収容能力を変更しようとするときは、認可を受ける必要はありません。[H2407-28]<道運15 I>
- () 136 個人タクシー事業者の自動車車庫について、その位置に変更がないものの、収容能力が5m²大きくなりました。この場合、事業計画変更の手続きは必要ありません。[R0611-36]<道運15 I>

◆◆◆ 事業計画の変更（営業所）

- () 139 事業者は、営業所の名称その他国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更について、その手続きを省略することができます。[H1503-22]<道運15IV>
- () 143 営業区域内にある自宅を主たる事務所及び営業所としていた個人タクシー事業者が、営業区域内の他の場所に転居した場合、事業計画変更の手続きが必要です。[H1411-27]<道運15IV、道運施規15の2 I ①②ニ>
- () 145 事業を休止中の個人タクシー事業者が、営業所の位置の変更を行いました。この場合、休止中であることから事業計画変更の手続きは必要ありません。[H1607-03]<道運15IV、道運施規15の2 I ①②ニ>
- () 147 営業区域内にある自宅を主たる事務所及び営業所としていた個人タクシー事業者が、当該自宅を増築した場合、主たる事務所及び営業所の広さに変更があつても位置に変更がなければ、事業計画の変更の手続きは必要ありません。[H1503-05]<道運15IV、道運施規15の2 I ①②ニ>

◆◆◆ 事業計画の変更（譲渡譲受等の認可に伴う場合）

- () 148 個人タクシー事業の譲渡及び譲受の認可に伴って事業計画の変更をしようとするときは、別途事業計画の変更の認可手続きが必要です。[OLD-032]<道運15、道運施規15の3>

◆◆◆ 事業計画に定める業務の確保

- () 150 個人タクシー事業者が事業計画に定めるところに従わずにその業務を行うことができるのは、天災その他やむを得ない事由がある場合に限られています。[R0407-21]<道運16 I>
- () 151 個人タクシー事業者は、事業計画に従わずにその業務を行ったときには、事業計画に従い業務を行うべきことの命令を受けることがあります。[R0707-15]<道運16 II>

◆◆◆ 禁止行為（営業区域外旅客運送）

- () 152 個人タクシー事業者は、発地又は着地のいずれかが許可等を受けた営業区域外となる旅客の運送をしてはなりません。[R0207-35]<道運20>
- () 155 営業区域外から営業区域内への旅客運送行為は、道路運送法違反ではありません。[OLD-033]<道運20>
- () 158 営業区域外から乗車した旅客の着地が営業区域外である場合、営業区域外旅客運送が認められないときであっても、一般乗用自動車運送事業者の営業区域を通過していれば道路運送法違反ではありません。[改][R0107-21]<道運20>
- () 159 個人タクシー事業者が、一個の契約により営業区域外から旅客2名を乗車させ、運送途中、営業区域外で旅客1名が下車しその後残った旅客を営業区域内まで運送したが、この行為は道路運送法違反になります。[R0403-37]<道運20>
- () 160 個人タクシー事業者が、営業区域外から旅客2名を乗車させ、運送引受け時の契約どおり、運送途中、営業区域外で旅客1名が下車しその後残った旅客を営業区域内まで運送したが、この行為は道路運送法違反ではありません。[R0707-08]<道運20>
- () 162 個人タクシー事業者が一個の契約において、営業区域外で乗車した3人の旅客のうち、1人を営業区域内で下車させ、残りの2人を営業区域外の別々の場所で下車させる運送行為は、営業区域外旅客運送が認められないときは、道路運送法違反になります。[改][H1807-17]<道運20>
- () 163 営業区域内でタクシーに乗車した旅客との一個の契約によって営業区域外で他の旅客を同乗させて、営業区域外の着地まで運送した場合は、道路運送法違反になります。[H2605-02]<道運20>
- () 165 個人タクシー事業者が、1個の契約により営業区域内で乗車した3人の旅客のうち、1人を営業区域内で下車させ、残りの2人を営業区域外の別々の場所で下車させる運送行為は、道路運送法違反ではありません。[R0511-19]<道運20>

- () 167 個人タクシー事業者は、災害の場合その他緊急を要するときであっても、営業区域外旅客運送をすることはできません。[ORIG-001]<道運20①>

◆◆◆ 乗合旅客の運送

- () 168 一般乗用旅客自動車運送事業者は、災害の場合その他緊急を要するときは、乗合旅客の運送をすることができます。[OLD-035]<道運21①>

◆◆◆ 輸送の安全性の向上

- () 169 道路運送法には、一般旅客自動車運送事業者は、利用者利便の向上が最も重要であることを自覚し、絶えず営業収入の確保に努めなければならないことが規定されています。[R0511-04]<道運22>

◆◆◆ 運行管理者

- () 171 個人タクシー事業者は、運行の管理を自ら行わなければならぬため、運行管理者の資格を取得していない場合には、運輸開始の届出を行うことはできません。[OLD-036]<道運23、運規47の9 I ③>

- () 173 事業者は、運行の管理を自ら行わなければなりませんが、運行管理者資格者証の交付を受ける必要はありません。[H2807-11]<道運23、運規47の9 I ③>

- () 175 個人タクシー事業者は、運行管理を自ら行わなければならぬため、運輸開始後1年以内に国土交通大臣が認定する運行管理者講習を受講しなければなりません。[R0611-22]<道運23、運規47の9 I ③>

◆◆◆ 運転者の制限

- () 177 整備工場への運行等、旅客の運送を目的としない場合には、年齢、運転の経験その他政令に定める要件を備えた者でなくともタクシーを運転することができます。[R0707-33]<道運25>

◆◆◆ 輸送の安全

() 178 道路運送法の規定では、輸送の安全及び旅客の利便の確保のために事業者が遵守すべき事項は、事業計画に定めることとされています。[OLD-038]<道運27Ⅲ>

第5章 道路運送法29条～41条、事故報告規則

次の文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

◆◆◆ 事故の報告

- () 180 一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が火災を起こしたときは、遅滞なく一定の事項を届け出なければなりません。[R0307-04]<道運29>

◆◆◆ 事故報告規則（報告書の提出が必要な事故、期限等）

- () 312 旅客自動車運送事業者に対しては、自動車事故を起こしたときは、事故の程度を問わず、全ての事故について、自動車事故報告規則の規定に基づく報告書の提出が義務づけられています。[R0507-27]<事故報規3 I・2>

- () 313 一般乗用旅客自動車運送事業者は、自動車事故報告規則の規定に該当する自動車事故を引き起こした場合、自動車事故報告書を提出しなければなりませんが、個人タクシー事業者は、提出しなくともよいこととなっています。[H2007-14]<事故報規3 I・2>

- () 314 旅客自動車運送事業者は自動車事故報告規則に規定する事故を引き起こした場合には2週間以内に自動車事故報告書を提出しなければなりません。[R0307-26]<事故報規3 I・2>

- () 316 個人タクシー事業者は、タクシーを運転中に自動車が転落する事故を引き起こした場合であっても、死者又は重傷者が生じていなければ自動車事故報告書を提出する必要はありません。[R0206-25]<事故報規3 I・2①>

- () 318 個人タクシー事業者が業務中、旅客を乗車させていない時に当該自動車が転覆した場合には、自動車事故報告規則の規定に基づく報告書の提出を行わなくてもかまいません。[H1407-33]<事故報規3 I・2①>

- () 319 踏切において鉄道車両と衝突事故を起こした旅客自動車運送事業者は自動車事故報告規則の規定に基づき報告書の提出を行わなければなりません。[OLD-067]<事故報規3 I・2①>
- () 320 タクシー事業者が死亡者又は重傷者がある事故を発せさせた場合、自動車事故報告規則の規定に基づき事故報告書の提出を行わなければなりません。[OLD-068]<事故報規3 I・2③>
- () 322 自動車事故報告規則の規定では、事業者が、死亡者又は重傷者を生じる事故を引き起こした場合には、30日以内に自動車事故報告書を提出しなければならないこととなっています。[R0303-39]<事故報規3 I・2③>
- () 323 死亡事故を起こしても被害者側と示談が成立する見込みがある場合又は直ちに示談が成立した場合、自動車事故報告規則の規定に基づく報告書の提出は、行わなくともかまいません。[R0407-33]<事故報規3 I・2③>
- () 326 個人タクシー事業者は、業務中に疾病によりタクシーの運転を継続することができなくなる自動車事故を引き起こした場合、死傷者が生じていなければ自動車事故報告書を提出する必要はありません。[H3103-39]<事故報規3 I・2⑨>
- () 327 個人タクシー事業者は、業務中に故障によるかじ取装置、制動装置、シャシばね等の破損又は車輪の脱落により、自動車が運行できなくなった場合でも、死傷者が生じていなければ自動車事故報告書を提出する必要はありません。[OLD-069]<事故報規3 I・2⑪>

◆◆◆ 事故報告規則（添付資料等）

- () 328 自動車事故報告規則の規定に基づく報告書については、記載内容及び添付資料が定められています。[OLD-070]<事故報規3 II>
- () 329 自動車事故報告規則の規定に基づく報告書には、示談書を添付することが義務付けられています。[OLD-071]<事故報規3 II>

- () 330 自動車事故報告規則の規定に基づく報告書については、事故に対する弁明書を添付することになっています。[R0607-22]<事故報規3 II>
- () 331 自動車事故報告規則の規定に基づく報告書は、管轄の警察署が発行する事故証明書をもってこれに代えることができます。[R0703-17]<事故報規3 I>

◆◆◆ 事故報告規則（速報）

- () 333 個人タクシー事業者は、その使用する自動車について転覆・転落し死者又は重傷者を生じる事故があった場合には、自動車事故報告規則の規定に基づき、30日以内に自動車事故報告書を提出するほか、電話等の適当な方法によって48時間以内にその事故の概要を営業所の位置を管轄する運輸支局長に速報しなければならないこととなっています。[R0707-26]<事故報規4 I>
- () 336 個人タクシー事業者は、タクシーを運転中に自動車が転覆・転落する事故を引き起こした場合、死者又は重傷者が生じていなくても自動車事故報告書を提出しなければならないほか、電話等の適当な方法によって24時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を営業所の位置を管轄する運輸支局長に速報しなければならないこととなっています。[R0611-03]<事故報規4 I>

◆◆◆ 事故報告規則（事故の種類区分）

- () 337 自動車事故報告規則に規定する自動車事故報告書の事故の種類区分における「踏切」とは、当該自動車が踏切において、自動車と衝突し、又は接触したときをいいます。[R0503-30]<事故報規3・別記様式(注)(6)5>

◆◆◆ 輸送の安全にかかる情報の公表

- () 182 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかる情報を公表しなければなりませんが、個人タクシー事業者にあってはその必要はありません。[OLD-041]<道運29の3>

◆◆◆ 公衆の利便を阻害する行為の禁止

- () 185 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求めてはなりませんが、天災その他やむを得ない事由があるときは、この限りではありません。[R0311-20]<道運30 I>
- () 186 道路運送法には、一般旅客自動車運送事業者は、事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならないことが規定されています。[R0603-16]<道運30 II>
- () 188 道路運送法において、一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならないことが規定されていますが、特約があれば個人タクシー事業者はその適用が除外されます。[R0611-07]<道運30 III>

◆◆◆ 事業改善命令

- () 189 一般旅客自動車運送事業者の事業について、旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められるときは、事業計画の変更等を命ぜられることがあります。[R0411-15]<道運31①>
- () 190 一般旅客自動車運送事業者の事業について、旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められたときは、運送約款の変更等を命ぜられることがあります。[R0307-28]<道運31④>
- () 191 一般旅客自動車運送事業者の事業について、旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められたときは、自動車その他の輸送施設の改善等を命ぜられることがあります。[R0607-24]<道運31⑤>

◆◆◆ 名義の利用・事業の貸渡し

- () 192 個人タクシー事業者は、その名義を他人に当該事業のために利用させることも貸し渡すこともできません。[R0507-22]<道運33>

() 193 個人タクシー事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業のため利用させることはできませんが、家族には利用させることができます。[R0511-07]<道運33 I>

() 198 一般旅客自動車運送事業者は、他人に事業を貸渡し、その名において経営させてはならないが、個人タクシー事業者についてはこの限りではありません。[R0703-36]<道運33 II>

◆◆◆ 事業の譲渡及び譲受

() 200 個人タクシー事業の譲渡及び譲受は、譲渡譲受契約があつても道路運送法に規定する手続きを行い認可を受けなければその効力を生じません。[OLD-046]<道運36 I>

() 201 個人タクシー事業の譲渡及び譲受の場合に限っては、譲受人が、道路運送法に規定する許可基準に適合していなくても認可されることになっています。[OLD-047]<道運36 III・6③>

() 205 道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受の手続きを行う場合、その申請書に譲渡譲受契約書の写しを添付すれば、その申請書に譲渡価格を記載する必要はありません。[H3007-07]<道運36 I、道運施規22 II ①>

() 207 道路運送法に規定する一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受の手続きを行う場合、その申請書には譲渡及び譲受価格の明細書を添付する必要ありません。[R0607-17]<道運36 I、道運施規22 II ②>

◆◆◆ 事業の相続

() 208 個人タクシー事業の譲渡及び譲受をしようとするときは、道路運送法に規定する手続きを行わなければなりませんが、相続しようとする場合には手続きを行う必要はありません。[OLD-048]<道運37 I>

- () 209 個人タクシー事業を相続しようとする場合は、被相続人の死亡後30日以内に認可を受けなければなりません。[OLD-049]<道運37 I>

◆◆◆ 事業の休止・廃止

- () 210 運転者が業務中に休憩、仮眠等をする場合には、道路運送法に規定されている事業の休止の手続きが必要になります。[OLD-050]<道運38 I>

- () 211 一般乗用旅客自動車運送事業者が事業の廃止をしようとするときは、その三十日前までに、その旨の届出を行わなければなりません。[R0311-27]<道運38 I>

- () 214 一般旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から2週間以内にその旨を届け出なければなりません。[R0403-06]<道運38 I>

- () 215 一般旅客自動車運送事業者は、事業を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示する必要があります。[H2703-12]<道運38IV、運規7III>

- () 216 事業を休止中の個人タクシー事業者は、事業用自動車の代替はできません。[OLD-051]<道運38>

- () 217 個人タクシー事業者が、その事業を30日間休止しようとする場合には「運転日報」にその旨を明記することにより、道路運送法第38条第1項の規定による「事業の休止届出書」を提出する必要はありません。[改][OLD-052]<道運38 I、期限更新III>

- () 218 個人タクシー事業を廃止しようとするときは、道路運送法に規定する手続きが必要ですが、この際、提出する届出書には「廃止する理由」を記載する必要があります。[R0403-02]<道運38 I、道運施規25 I ⑤>

◆◆◆ 事業の停止等、許可の取消し

- () 220 一般乗用旅客自動車運送事業者が道路運送法に基づく命令に違反したときは、6月以内において期間を定めて当該事業の停止を命ぜられることがあります。
[R0703-09]<道運40①>
- () 221 個人タクシー事業者が、道路運送法第13条（運送引受義務）に違反したときは、1年間自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命ぜられることがあります。[R0407-38]<道運40①>
- () 223 一般乗用旅客自動車運送事業者が道路運送法に基づく命令に違反したときは、6月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命ぜられることがあります。[R0206-02]<道運40①>
- () 224 事業者が道路運送法に違反した場合、許可を取り消されることがあります。
[H2907-26]<道運40①>
- () 225 一般乗用旅客自動車運送事業者が道路運送法に基づく命令に違反したときは、許可を取り消されることがあります。[R0503-39]<道運40①>
- () 226 個人タクシー事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可を取り消されることがあります。[H1903-13]<道運40①>
- () 227 個人タクシー事業に限っては、許可の取消処分を受けた場合であっても、180日間事業を休止すれば、その後、事業を再開することができます。[R0707-22]<道運40>
- () 229 個人タクシー事業者の場合には、事業用自動車の使用停止処分を受けた場合でも、自動車登録番号標の領置を受けるべきことを命ぜられることはありません。
[R0311-09]<道運41 I>

第6章 道路運送法78条～105条、期限更新等取扱い、事業等報告規則

次の文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

◆◆◆ 自家用自動車の使用

- () 231 個人タクシー事業者は、使用している事業用自動車が故障等により使用できなくなった場合、一時的に自家用自動車を使用して、事業を行うことができます。
[R0503-20]<道運78>

◆◆◆ 運送命令と損失補償

- () 233 道路運送法においては、国土交通大臣の災害救助のための運送命令により損失を受けた一般旅客自動車運送事業者に対しては、その損失を補償することが規定されています。[R0603-33]<道運85 I>

◆◆◆ 免許等の条件・期限

- () 234 道路運送法の規定では、許可に条件を付すことができるとされていますが、認可には条件を付すことができないとされています。[OLD-053]<道運86 I>
- () 235 道路運送法の規定では、許可又は認可に付された条件又は期限は変更することができるとしています。[R0211A-39]<道運86 I>

◆◆◆ 期限更新等取扱い（提出期限）

- () 340 個人タクシー事業者が許可期限を更新しようとする場合、当該許可期限の満了後1月以内に更新申請書を提出しなければなりません。[R0603-14]<期限更新 I 1(1)>
- () 342 個人タクシー事業者が許可期限を更新しようとする場合、当該許可期限が満了する日以前の地方運輸局長が定める日までに申請書を提出しなければなりません。
[OLD-073]<期限更新 I 1(1)>

() 343 個人タクシー事業の許可に付された期限が満了した場合であっても、満了後1年以内に「許可期限の更新申請書」を提出し、期限の更新がなされれば、タクシー事業を再開することができます。[H1807-11]<期限更新 I 1(1)>

() 345 個人タクシー事業の許可に付された期限が「更新申請」の手続きをしないで満了した場合は、許可の効力が失われタクシー事業を引き続き行うことができません。[H1911-26]<期限更新 I 1(1)>

◆◆◆ 期限更新等取扱い（添付書類）

() 346 個人タクシー事業の許可期限の更新申請書には、自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書を添付すれば自動車運転免許証の写しの添付の必要はありません。[R0711-34]<期限更新 I 1(2)①>

() 347 個人タクシー事業者が許可等に付された期限の更新申請をしようとする際、許可等を受けた日又は前回の期限更新日から、今回の期限更新の申請までの間に無事故無違反であった者は、その旨を申告すれば当該更新申請書に運転記録証明書の添付を省略することができます。[R0503-38]<期限更新 I 1(2)②>

() 348 個人タクシー事業の許可期限の更新申請書には、事業用自動車の自動車検査証記録事項又は道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）による改正前の道路運送車両法により自動車検査証の交付を受けている事業用自動車にあっては、当該自動車検査証の写し、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年4月28日国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に加入していることを証する書面などを添付する必要があります。[R0703-33]<期限更新 I 1(2)④、賠償基準>

() 350 期限更新日において年齢が満65歳以上の個人タクシー事業者は、当該期限更新の申請前に、旅客自動車運送事業運輸規則に定めるところによる高齢者に対する適性診断を受診しなければなりません。[R0607-04]<期限更新 I 1(2)⑥>

- () 351 期限更新日において年齢が満65歳以上の個人タクシー事業者であっても、当該期限更新の申請前1年以内に公的医療機関等の医療提供施設において健康診断を受診した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則に定めるところによる高齢者に対する適性診断を受診する必要はありません。[R0507-34]<期限更新 I 1(2)⑥>
- () 352 期限更新日において年齢が満65歳以上の事業者は、期限更新申請書に旅客自動車運送事業運輸規則に定めるところによる高齢者に対する適性診断（適齢診断）を受診したことを証する書面を添付すれば、公的医療機関等の医療提供施設において健康診断を受診したことを証する書面を添付する必要はありません。[改][R0711-11]<期限更新 I 1(2)⑥>

◆◆◆ 期限更新等取扱い（審査、判断等）

- () 353 個人タクシー事業者が、許可等を受けた日又は前回の期限更新日から、期限の更新申請書提出時の許可期限の満了日までの間に、旅客自動車運送事業等報告規則に基づく輸送実績報告書を提出していない場合、個人タクシー事業の更新後の許可期限は1年後とされます。[H1811-10]<期限更新 I 2(2)・別表A③イ>
- () 354 個人タクシー事業者が、許可等を受けた日又は前回の期限更新日から、期限の更新申請書提出時の許可期限の満了日までの間に、道路運送法等の法令違反により車両使用停止以上の行政処分を受けた場合、個人タクシー事業の更新後の許可期限は1年後とされます。[H1807-32]<期限更新 I 2(2)・別表A③ウ>
- () 355 道路運送法等の法令違反により期限更新で1年後の許可期限を付された個人タクシー事業者は、期限更新日から6ヶ月以内に地方運輸局等が主催する研修を受けることが義務付けされます。[R0707-28]<期限更新 I 2(2)②>
- () 356 個人タクシー事業者が、許可等に付された条件で許可を取り消すべき事由又は許可期限の更新を行わないこととする事由に該当している場合、個人タクシー事業の許可期限の更新は認められません。[H2107-08]<期限更新 I 2(3)①>

◆◆◆ 期限更新等取扱い（代務運転制度）

- () 357 年齢が満70歳の個人タクシー事業者は、代務運転者を使用することはできません。[OLD-075]<期限更新II 2(1)>

◆◆◆ 報告

- () 236 道路運送法の規定では、地方運輸局長は、同法の施行に必要な限度において、一般旅客自動車運送事業者に、事業に関する報告をさせることができることとされています。[R0611-17]<道運94 I、道運施令6III>

◆◆◆ 事業等報告規則（事業報告書と輸送実績報告書の提出期限等）

- () 358 一般旅客自動車運送事業者である個人タクシー事業者も年間の運送収入等を集計し当該年度の事業内容について報告を行う義務がありますが、この報告義務については、旅客自動車運送事業等報告規則に規定されています。[OLD-076]<事業報規2 I ⑤>

- () 359 事業報告書及び輸送実績報告書の提出期限は、個人タクシー事業者が決定し、これを運送約款に定めなければなりません。[R0603-23]<事業報規2 I ⑤>

- () 362 個人タクシー事業者は、経営する個人タクシー事業に係る営業区域が存する区域を管轄する地方運輸局長に対して、事業年度の経過後百日以内に、事業報告書を提出する義務があります。[R0403-27]<事業報規2 I ⑤>

- () 363 旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後、100日以内に「輸送実績報告書」の提出が義務づけられています。[R0611-38]<事業報規2 I ⑤>

- () 365 一般旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業等報告規則の規定により「事業報告書」及び「輸送実績報告書」を毎年5月31日までに提出しなければなりません。[R0507-12]<事業報規2 I ⑤>

- () 369 一般旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業等報告規則の規定により「事業報告書」及び「輸送実績報告書」を提出しなければなりませんが、個人タクシー事業者は「輸送実績報告書」のみ提出すればよいこととなっています。[R0407-30]<事業報規2 I ⑤>

◆◆◆ 事業等報告規則（報告書の内容等）

- () 372 事業報告書は、事業用自動車内に常に携帯しなければなりません。[R0611-19]
<事業報規2>
- () 373 タクシー事業者の営業所が火災になったときには、旅客自動車運送事業等報告規則の規定により遅滞なく報告する義務があります。[H1707-18]<事業報規2 II>
- () 374 個人タクシー事業者の「輸送実績報告書」は、前年4月1日から3月31日の1年間の実働日数、走行キロ、運送回数等を報告するものです。[R0703-37]<事業報規2 III>
- () 375 輸送実績報告書の事故件数は、重大事故件数のみ記載することとなっています。
[R0611-25]<事業報規2・4号様式>
- () 376 旅客自動車運送事業等報告規則の規定では、輸送実績報告書の事故件数については、自動車事故報告規則に基づく自動車事故報告書を提出すれば記載する必要はありません。[R0211B-22]<事業報規2・4号様式>
- () 379 旅客自動車運送事業等報告規則に定める実車率算出に係る算式は「走行キロ×実車キロ×100」である。[H2203-19]<事業報規2・4号様式>
- () 382 個人タクシー事業の輸送実績報告書に記入する「輸送人員」は、前年4月1日から3月31日の1年間に乗車した人数の合計を記入します。[R0307-37]<事業報規2・4号様式>

◆◆◆ 届出

() 237 一般旅客自動車運送事業者が運輸を開始した場合は届け出る必要があります。

[H2407-16]<道運施規66 I ①>

() 240 個人タクシー事業の譲渡及び譲受が終了した場合、その旨を届け出なければなりません。[R0511-22]<道運施規66 I ②>

() 242 一般旅客自動車運送事業者の譲渡及び譲受が終了した場合、その旨を届け出なければなりませんが、個人タクシー事業には適用されません。[R0411-14]<道運施規66 I ②>

() 243 個人タクシー事業者は、休止している事業を再開した場合は、遅滞なく届け出なければなりません。[R0603-10]<道運施規66 I ④>

() 244 一般乗用旅客自動車運送事業者の氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合は手続きが必要ですが、個人タクシー事業者の氏名又は住所に変更があった場合も手続きが必要です。[R0607-39]<道運15IV、道運施規66 I ⑦>

() 245 個人タクシー事業者の場合、1年間に乗務する日数を予め定め、届け出なければ運行はできることになっています。[R0703-14]<道運施規66>

◆◆◆ 自動車の表示

() 246 道路運送法の規定では、一般乗用旅客自動車運送事業者は事業に使用する自動車の外側に使用者の氏名、名称又は記号を表示しなければなりませんが、個人タクシー事業者に限っては適用されません。[R0311-05]<道運95>

第7章 旅客自動車運送事業運輸規則1条～19条の2

次の文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

◆◆◆ 運輸規則の目的、一般準則

- () 383 旅客自動車運送事業運輸規則には、事業者間の活発な競争を促進することが、その目的として規定されています。[R0611-27]<運規I>
- () 385 旅客自動車運送事業運輸規則は、輸送の安全を図ることを目的の一つとしています。[R0603-20]<運規I>
- () 386 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客の利便を図ることを目的の一つとしています。[R0503-31]<運規I>
- () 388 旅客自動車運送事業者は、安全、確実かつ迅速に運輸を遂行するように努めなければなりません。[R0607-11]<運規2 I>
- () 390 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければなりません。[R0707-31]<運規2 II>

◆◆◆ 苦情の処理

- () 392 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受けたときは、遅滞なく、弁明しなければなりません。[R0503-34]<運規3 I>
- () 397 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を3年間保存しなければなりません。[R0607-23]<運規3 II>

- () 398 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から旅客に対する取扱いその他運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合には、苦情の内容等の事項を記録し、かつ、地方運輸局長に報告し、その記録を整理して1年間保存しなければなりません。[R0707-06]<運規3II>

◆◆◆ 運賃・料金等の実施

- () 399 旅客自動車運送事業運輸規則においては、一般乗用旅客自動車運送事業者に対して、タクシー車内に運賃及び料金並びに運送約款を旅客に見やすいように表示することが義務付けられています。[R0703-31]<運規4III>
- () 401 表示通達（各都県に於ける「タクシー車両の表示等に関する取扱について」をいう。）の規定では、運賃メーター器は、運転者席左側のメーター操作の容易な位置に装着することで足ります。[H1507-11]<運規4IV、表示III1>

◆◆◆ 領収証

- () 402 タクシー事業者が発行する領収証は、収受した運賃又は料金の額が専用の機器で印刷されたものでなければなりません。[OLD-081]<運規10II>
- () 404 個人タクシー事業者は、金額の多少にかかわらず、運賃又は料金を収受した場合であって旅客の請求があったときは、収受した運賃又は料金の額を記載した領収証を発行しなければなりません。[R0711-27]<運規10II>

◆◆◆ 運送の引受け・継続の拒絶

- () 405 一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客が事業用自動車内において法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするときは、これを制止し、又は必要な事項を旅客に指示しても従わない場合、当該旅客に対し運送の継続を拒絶することができます。[R0211B-37]<運規13①・49IV>

- () 407 乗車する時には気が付かない場合であっても、運送の途中に旅客が事業用自動車内に持込みを制限されている物品（旅客自動車運送事業運輸規則で規定されている物品）を携帯していることが判明したときは、その時点で当該旅客に対し運送の継続を拒絶することができます。[R0711-09]<運規13②・52>
- () 409 一般乗用旅客自動車運送事業者は、1キログラムの玩具用の花火をタクシー車内に持ち込む旅客に対しては、運送の引受けを拒絶することができます。[R0407-16]<運規13②・52②>
- () 410 一般乗用旅客自動車運送事業者は、300グラムのマッチをタクシー車内に持ち込む旅客に対しては、運送の引受けを拒絶することができます。[R0707-34]<運規13②・52⑪>
- () 413 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬をタクシー車内に持ち込む旅客に対しては、運送の引受けを拒絶することはできません。[R0703-25]<運規13②・52⑭>
- () 415 個人タクシー事業者は、介助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬）を連れた旅客に対して、運送の引受けを拒絶することができます。[R0511-20]<運規13②・52⑭>
- () 416 タクシー事業者は、聴導犬を連れた旅客に対して、運送の引受けを拒絶することができます。[H1903-29]<運規13②・52⑭>
- () 417 タクシー事業者は、盲導犬を連れた旅客に対して、運送の引受けを拒絶することができます。[H1611-07]<運規13②・52⑭>
- () 418 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬と同等の能力を有すると認められる犬をタクシー車内に持ち込む旅客に対しては、運送の引受けを拒絶することができます。[R0611-02]<運規13②・52⑭>
- () 420 愛玩用の小動物をタクシー車内に持ち込む旅客に対しては、運送の引受けを拒絶することができます。[R0603-38]<運規13②・52⑭>

- () 422 個人タクシー事業者は、行き先を告げることもできない泥酔者であって、他の旅客の迷惑となるおそれのある者に対しても運送の引受けを拒絶することはできません。[R0311-35]<運規13③>
- () 424 不潔な服装をした者で他の旅客の迷惑となるおそれのある者であっても運送の引受けは拒絶できません。[OLD-083]<運規13③>
- () 425 付添人を伴わない重病者であっても、運送の引受けを拒絶することはできません。[R0711-31]<運規13④>
- () 427 事業者は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症若しくは指定感染症（同法第7条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第19条又は第20条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第8条の規定により一類感染症、二類感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見がある者については、付添人を伴っている場合であっても、運送の引受けを拒絶することができます。[H1907-19]<運規13⑤>

◆◆◆ 危険物の輸送制限

- () 428 旅客自動車運送事業者は、旅客の現在する事業用自動車では、危険物（旅客自動車運送事業運輸規則で規定されているもの）を運搬してはなりません。[R0603-03]<運規14II・52>

◆◆◆ 事故関連の規定

- () 430 個人タクシー事業者は、旅客を運送中に運行を中断したときは、当該旅客の運送を継続すること等に関して適切な処置をしなければなりません。[R0611-13]<運規18I①>
- () 431 個人タクシー事業者は、旅客を運送中に運行を中断したときは、当該旅客を出発地まで送還するなどの適切な処置により旅客を保護しなければなりません。[R0307-23]<運規18I②>

- () 433 旅客自動車運送事業者は、旅客の運送中に天災その他の事故により、当該旅客が負傷したときは、すみやかに応急手当その他の必要な措置を講じなければなりません。[R0707-24]<運規19①>
- () 434 個人タクシー事業者は、天災その他の事故により、旅客が負傷（重傷）したときは、すみやかに、その旨を家族に通知しなければなりません。[R0703-40]<運規19②>
- () 435 旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により、旅客が死亡し、又は負傷したときは、遺留品を保管しなければなりません。[R0607-13]<運規19③>
- () 436 個人タクシー事業者が旅客を運送中に事故に遭遇し旅客が負傷した場合、事故の過失の度合いによって旅客を保護する責任は免れます。[R0707-12]<運規19④>
- () 437 旅客自動車運送事業者は、旅客の運送中に天災その他の事故により当該旅客に死傷者のあるときは、すみやかに応急手当をした場合、保護する必要はありません。
[R0411-21]<運規19④>
- () 438 個人タクシー事業者は、天災その他の事故により、旅客が重傷を負ったときは、すみやかに、その旨を家族に通知した場合、保護する必要はありません。[R0711-12]<運規19④>

第8章 旅客自動車運送事業運輸規則20条～47条の8

次の文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

◆◆◆ 過労防止

- () 439 個人タクシー事業者は、過労防止のため、乗務時間について予め管轄の運輸支局長に報告しなければなりません。[R0603-36]<運規21 I>

◆◆◆ 業務記録

- () 440 個人タクシー事業者の場合、法人タクシー乗務員とは異なり、業務記録を記録する必要はありません。[改][OLD-084]<運規25 III>

- () 441 業務記録には、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事したときは、業務に従事した距離も記録しなければなりません。[改][OLD-085]<運規25 III・I ③>

- () 442 業務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び業務に従事した距離は、業務記録に記録しなければなりません。[改][H3003-35]<運規25 III・I ③>

- () 444 30分休憩した場合、業務記録に、その休憩の記録は不要です。[R0711-38]<運規25 III・I ⑤>

- () 446 タクシー運転者は、運行の業務中に事故その他の異常な状態が発生した場合、業務記録にその概要及び原因を記録しなければなりません。[R0611-05]<運規25 III・I ⑦>

- () 448 タクシー運転者は、タクシーの運行の業務に従事したときは、業務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び業務に従事した距離などを業務記録に記録しなければなりませんが、天候については記録する必要はありません。[R0611-40]<運規25 III>

- () 449 個人タクシー事業者は、旅客の請求に応じ運賃又は料金の額を記載した領収証を発行した場合、その発行枚数を業務記録に記録しなければなりません。[R0707-35]<運規25III>
- () 450 個人タクシー事業者は、業務記録に経営成績及び財政状態を明瞭に記録することになっています。[改][OLD-087]<運規25III>
- () 452 個人タクシー事業者は、運行の業務に従事した事業用自動車の走行距離計に表示されている業務の開始時における走行距離の積算キロ数を、業務記録に記録しなければなりません。[改][H3007-06]<運規25III>
- () 453 個人タクシー事業者は、運行の業務に従事した事業用自動車の走行距離計に表示されている業務の終了時における走行距離の積算キロ数を、業務記録に記録する必要はありません。[改][H2407-02]<運規25III>
- () 455 個人タクシー事業者は、運行の業務に従事した事業用自動車の走行距離計に表示されている業務の開始時及び終了時における走行距離の積算キロ数を、業務記録に記録しなければなりません。[R0703-20]<運規25III>
- () 456 タクシー運転者は、運行の業務の開始時及び終了時において走行距離計に表示されている走行距離の積算キロ数を業務記録に記録しなければなりません。[R0603-29] <運規25III>
- () 457 業務記録の保存期間は6月となっています。[R0703-22]<運規25III>

◆◆◆ 事故の記録

- () 459 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合、事故の記録をしなければなりません。[R0507-16]<運規26の2>
- () 460 一般乗用旅客自動車運送事業者は、自動車事故報告規則に規定する事故が発生した場合にあっては、自動車事故報告書を提出すれば、事故の記録をする必要はありません。[R0511-40]<運規26の2>

- () 461 事業用自動車に係る事故が発生した場合、「事故の原因」について記録する必要はありません。[R0311-36]<運規26の2⑦>
- () 464 「再発防止対策」は、事業用自動車に係る事故が発生した場合に記録しなければならない事項の1つです。[R0611-12]<運規26の2⑧>
- () 466 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合、一定の事項を記録し、その記録を少なくとも1年間保存しなければなりません。[R0711-25]<運規26の2>
- () 468 個人タクシー事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合、一定の事項を記録し、当該記録を事業用自動車に保存しておかなければなりません。[R0707-38]<運規26の2>

◆◆◆ 地図の備付け

- () 471 タクシー車両に備え付ける地図又はカーナビゲーションシステム機能を有する機器を備え付ける必要がある地域にあっては当該機器の映像面に表示する電子地図は、旅客自動車運送事業運輸規則において、少なくとも営業区域内の一定の事項その他地方運輸局長が指定する事項が明示された地図で、地方運輸局長の指定する規格に適合するものと定められています。[改][H2311-24]<運規29 I II ①、地図規格>
- () 472 個人タクシー事業者の場合、タクシー車両に備え付ける地図又はカーナビゲーションシステム機能を有する機器を備え付ける必要がある地域にあっては当該機器の映像面に表示する電子地図は、少なくとも営業区域のうち自分が主として営業する地域のものでよいこととされています。[改][H2303-17]<運規29 I II ①、地図規格>
- () 473 タクシー車両には、地方運輸局長の指定する規格に適合する地図を備えておかなくてはなりませんが、カーナビゲーションシステムが装着されている場合であっても、製本地図を備えておく必要のあることが旅客自動車運送事業運輸規則に規定されています。[改][H1907-11]<運規29>

◆◆◆ 事業用自動車内の表示

- () 476 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称を旅客に見やすいように表示しなければなりません。[改][R0211B-04]<運規42>
- () 477 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に乗務員の氏名を表示する必要はありません。[改][R0303-08]<運規42>
- () 479 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に自動車登録番号を表示する必要はありません。[改][R0307-25]<運規42>

◆◆◆ 応急修理のための器具・部品の備付け

- () 481 タクシー事業者は、原則として、タクシー車両に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなくとも、当該タクシー車両を旅客の運送の用に供することができます。[R0411-35]<運規43 I>
- () 483 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供してはなりません。また、運送の途中において当該事業用自動車に故障が発生した場合に、これらの器具及び部品を容易に供給することができるときであっても、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供することはできません。[R0611-20]<運規43 I>
- () 485 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供してはなりません。また運送の途中において当該事業用自動車に故障が発生した場合に、旅客の運送を容易に継続することができるときであっても、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供することはできません。[R0603-28]<運規43 I>

() 488 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供してはなりませんが、運送の途中において当該事業用自動車に故障が発生した場合に、これらの器具及び部品を容易に供給することができるとき、又は旅客の運送を容易に継続することができるときは、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供することができます。
[R0511-17]<運規43 I>

() 489 個人タクシー事業者は、タクシーが踏切警手の配置されていない踏切を通過することとなる場合は、当該タクシーに赤色旗、赤色合図灯等の非常信号用具を備えなければ、旅客の運送の用に供してはなりません。[R0611-04]<運規43 II>

◆◆◆ 事業用自動車の清潔保持、点検施設等

() 490 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持する必要はありません。[R0703-06]<運規44>

() 492 個人タクシー事業者は、タクシー車両を常に清潔に保持するほか、毎月少なくとも1回清掃して、その旨を業務記録に記録しなければなりません。[改][OLD-088]<運規44>

() 494 事業用自動車を常に清潔に保持することは、旅客自動車運送事業者の責務ですが、毎月少なくとも1回の消毒を実施した旨を営業所に掲示しなければなりません。[H1407-08]<運規44>

() 495 タクシー事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければなりません。[OLD-089]<運規47>

() 496 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければなりませんが、個人タクシー事業者はその適用が除外されます。[OLD-090]<運規47>

第9章 旅客自動車運送事業運輸規則47条の9～68条

次の文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

◆◆◆ 乗務員（危険物の持込制限・飲酒・喫煙）

- () 497 タクシー乗務員は、危険物（旅客が事業用自動車内に持ち込んではならないと規定されているもの）を旅客を運送中の事業用自動車内に持ち込むことはできません。[R0511-01]<運規49 II ①・52>
- () 498 タクシー乗務員は、旅客を運送中にタクシー車内で喫煙することはできません。[R0403-35]<運規49 II ③>
- () 499 タクシー乗務員は、旅客を運送中において、旅客の承諾を得た場合には、タクシー車内で喫煙してもよいと規定されています。[R0503-27]<運規49 II ③>

◆◆◆ 運転者（運行の安全等）

- () 500 タクシー運転者は疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出なければなりません。[H1811-18]<運規50 I ③の2>
- () 501 タクシー運転者が、旅客の現在するタクシーを運行中、当該タクシーの重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めたときであっても、運行を中止することはできません。[R0703-02]<運規50 I ④>
- () 503 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、坂路において事業用自動車から離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、旅客を降車させなければなりません。[R0507-37]<運規50 I ⑤>
- () 505 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、踏切を通過するときは、変速装置を操作してはいけません。[R0707-05]<運規50 I ⑥>

- () 506 タクシー運転者は、タクシーの故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに旅客を誘導して退避させれば、列車に対し適切な防護措置をとる必要はありません。[R0711-35]<運規50 I ⑦>

◆◆◆ 運転者（服装）

- () 510 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、運転操作に円滑を欠くおそれがある服装をしてはなりません。[R0611-08]<運規50 I ⑩>

◆◆◆ 運転者（回送版の掲出）

- () 511 タクシー運転者が、乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送しようとする場合には、回送板を掲出しなければなりません。[R0611-23]<運規50VI>

- () 513 タクシー運転者が「回送板」を掲出しなければならない場合は、食事若しくは休憩のため運送の引受けをすることができない場合だけではありません。[R0607-37]<運規50VI>

- () 514 大雪になりそうなので滑り止め装置を装着するために一旦帰庫する時、タクシー運転者は回送板を掲出して走行しなければなりません。[H1907-25]<運規50VI>

- () 515 一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、迎車回送しようとする場合には、回送板を掲出しなければなりません。[R0711-07]<運規50VII>

- () 516 地理不案内な場所を空車走行する場合、タクシー運転者には、「回送板」の掲出が義務付けられています。[R0407-24]<運規50VI>

- () 517 営業区域外を空車走行する場合、タクシー運転者には、「回送板」の掲出が義務づけられています。[OLD-092]<運規50VI>

- () 518 迎車又は無線待機の場合、タクシー運転者は「回送板」を掲出しなければなりません。[R0707-10]<運規50VII>

- () 521 「回送板」の使用方法については、運送約款に定めこれを明示しなければなりません。[OLD-093]<運規50VII>

◆◆◆ 旅客（物品の持込制限）

- () 522 旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、梱包していない刃物を自動車内に持ち込んではなりません。[ORIG-011]<道運28 I、運規52⑩、危険物運送基準⑧>

- () 523 個人タクシーを利用する旅客は、個人タクシー事業者が運送契約においてタクシー内に持ち込むことについて同意した場合であっても、動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬及びこれと同等の能力を有すると認められる犬並びに愛玩用の小動物を除きます。）を持ち込むことはできません。[ORIG-012]<道運28 I、運規52⑭、危険物運送基準⑩>

◆◆◆ 旅客（旅客の禁止行為）

- () 524 旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、自動車の事故の場合その他やむを得ない場合のほか、事業用自動車内において、走行中みだりに運転者に話しかけてはなりません。[ORIG-013]<道運28 I、運規53①>

第10章 タクシー業務適正化特別措置法

次の文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

◆◆◆ タク特法の目的、指定地域、特定指定地域

- () 525 タクシー業務適正化特別措置法は、タクシーの運転者の登録を実施し、指定地域において輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験を行うとともに、特定指定地域においてタクシー業務適正化事業の実施を促進すること等の措置を定めることにより、タクシー事業の業務の適正化を図り、もって輸送の安全及び利用者の利便の確保に資することを目的としています。[R0507-05]<タク特1>
- () 527 タクシー業務適正化特別措置法の目的には、利用者の利便の確保に資することは含まれていません。[R0603-13]<タク特1>
- () 528 タクシー業務適正化特別措置法の「指定地域」とは、タクシーによる運送の引受けが専ら営業所以外の場所において行われており、かつ、タクシー乗り場の数が著しく多いと認められる地域で、国土交通大臣が告示で定める地域をいいます。
[R0707-07]<タク特2V>
- () 529 タクシー業務適正化特別措置法の「指定地域」とは、タクシーによる運送の引受けが専ら営業所以外の場所において行われており、かつ、交通事故件数が著しく多いと認められる地域で、国土交通大臣が告示で定める地域をいいます。[R0611-31]<タク特2V>
- () 530 タクシー業務適正化特別措置法の「指定地域」とは、タクシーによる運送の引受けが専ら営業所以外の場所において行われており、かつ、道路運送法第27条第1項の規定に違反する適切な勤務時間又は乗務時間によらない勤務又は乗務、同法第13条の規定に違反する運送の引受けの拒絶その他の輸送の安全及び利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある行為の状況に照らして、タクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域で、国土交通大臣が告示で定める地域をいいます。[R0607-16]<タク特2V>

- () 531 タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づく指定地域については、その具体的な地域の範囲が、タクシー業務適正化特別措置法施行規程で定められています。[改]
[H2407-37]<タク特2の2Ⅲ>
- () 532 タクシー業務適正化特別措置法の「特定指定地域」とは、指定地域のうち、特に輸送の安全を確保する観点からタクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域で国土交通大臣が指定するものをいいます。[R0711-30]<タク特2の3Ⅰ>

◆◆◆ 登録運転者

- () 533 タクシー事業者はタクシー業務適正化特別措置法の規定に基づくタクシー運転者登録を受けている者以外の者を運転者として乗務させてはなりませんが、個人タクシー事業者は同法の規定に基づくタクシー運転者登録を受ける必要はありません。
[改][R0403-07]<タク特3Ⅰ・5Ⅰ>

◆◆◆ 適正化事業実施機関の指定、負担金の徴収

- () 534 タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づく特定指定地域内の事業者が、適正化事業実施機関（東京地域は公益財団法人東京タクシーセンター、横浜地域は一般財団法人神奈川タクシーセンター）に納付する負担金は、タクシー運転者の道路運送法に違反する行為の防止及び是正を図るための指導並びにタクシー事業の利用者からの苦情の処理等適正化業務の実施に係る費用に充てられます。[R0411-39]<タク特34Ⅰ①③>
- () 535 タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づく特定指定地域内のタクシー事業者が、適正化事業実施機関（東京地域は公益財団法人東京タクシーセンター、横浜地域は一般財団法人神奈川タクシーセンター）に納付する負担金は、タクシーの運転者の業務の取扱いの適正化を図るための研修及びタクシー乗場その他タクシー事業の利用者のための共同施設の設置及び運営等適正化業務の実施に係る経費に充てられます。[R0703-24]<タク特34Ⅰ②④>

- () 537 タクシー事業者は、適正化事業実施機関（東京地域は公益財団法人東京タクシーセンター、横浜地域は一般財団法人神奈川タクシーセンター）から、適正化業務の経費に充てるための負担金の納付に係る通知を受けた場合、当該負担金を納付しなければなりませんが、個人タクシー事業者は負担金を納付する義務はありません。
[R0303-24]<タク特37III>
- () 538 個人タクシー事業者は、適正化事業実施機関（東京地域は公益財団法人東京タクシーセンター、横浜地域は一般財団法人神奈川タクシーセンター）からの通知に従って、納付期限までに負担金を納付しなければなりませんが、納付期限までにその負担金を納付しないときは、延滞金を納付する義務を負います。[R0511-26]<タク特37IV>
- () 539 個人タクシー事業者は、適正化事業実施機関（東京地域は公益財団法人東京タクシーセンター、横浜地域は一般財団法人神奈川タクシーセンター）からの通知等に従わず、負担金及び延滞金を納付しない場合には、当該適正化事業実施機関からの申し立てにより、関東運輸局長から負担金及び延滞金を納付するよう命ぜられることがあります。[R0607-38]<タク特37VII>

◆◆◆ 乗車禁止地区

- () 540 タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づくタクシー乗車禁止地区においては、何時であっても指定されたタクシー乗り場以外で旅客を乗車させることはできません。[R0703-29]<タク特43 II>
- () 542 タクシー業務適正化特別措置法で指定されている、旅客のタクシーへの乗車を禁止する地区及び時間において、指定されたタクシー乗場以外の場所で旅客を乗車させました。これは、タクシー業務適正化特別措置法違反にはなりません。[R0611-15]<タク特43 II>

- () 545 個人タクシー事業者は、タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づき、旅客のタクシーへの乗車を禁止している地区及び時間において、指定されたタクシー乗場以外の場所で旅客を乗車させてはならないこととなっていますが、指定されたタクシー乗場に旅客がいない場合は、この限りではありません。[R0511-06]<タク特43 II>
- () 546 タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づく特定指定地域内の個人タクシー事業者が、同法に基づくタクシー乗車禁止地区内を乗車禁止の指定時間内に走行中、付近の指定タクシー乗場に利用者がいないときは、指定タクシー乗場以外の場所での運送の申込みを拒絶することはできません。[H2011-39]<タク特43 II>

◆◆◆ タクシー等に関する届出

- () 547 タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づく指定地域内のタクシー事業者が、当該指定地域内の営業所にタクシーを配置したときは、遅滞なく、当該自動車について自動車登録番号、タクシー又はハイヤーの別その他の国土交通省令で定める事項を行政庁に届け出なければなりません。[R0711-06]<タク特44>
- () 550 東京の事業者が、タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の営業所にタクシーを配置しようとするときは、あらかじめ当該自動車の自動車登録番号、法人又は個人の別、車名及び所属営業所の名称を行政庁に届け出なければなりません。[H1411-36]<タク特44、タク特施規28>

◆◆◆ タクシーである旨の表示（事業用自動車の両側面）

- () 551 タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の個人タクシー事業者は、当該事業用自動車の両側面に「個人」又は事業者が所属する団体の名称を表示しなければなりません。[R0607-25]<タク特45 I、タク特施規29 I ②>
- () 552 タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の個人タクシー事業者は、当該事業用自動車の両側面に「個人」又は「タクシー」及び「TAXI」と表示しなければなりません。[OLD-094]<タク特45 I、タク特施規29 I ②>

◆◆◆ タクシーである旨の表示（表示装置（表示灯））

- () 554 タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の個人タクシー事業者のタクシーにあっては、「個人」又は個人タクシー事業者が所属する団体の名称若しくは記号を表示灯に表示するように定められています。[R0707-39]<タク特45 I、タク特施規29 II②>
- () 555 タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の個人タクシー事業者のタクシーにあっては、「個人」又はタクシー事業者が所属する団体の名称若しくは記号を表示灯に表示するように定められていますが、所属する団体の名称若しくは記号を変更しようとするときは、同法の規定によりあらかじめ、行政庁に届け出なければなりません。[H1903-39]<タク特45 I、タク特施規29 II②>
- () 557 タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の個人タクシー事業者のタクシーにあっては、「個人」を表示灯に表示するように定められています。[H2011-37]<タク特45 I、タク特施規29 II②>

◆◆◆ 個人タクシー事業者乗務証（名称）

- () 558 個人タクシー事業者が、営業のために乗務するときに車内に表示しなければならないのは、「運転者証」です。[改][H1903-40]<タク特46>

◆◆◆ 個人タクシー事業者乗務証（表示）

- () 563 個人タクシー事業者は、タクシーに自ら乗務する時の運行が旅客の運送を目的としない場合は、タクシー業務適正化特別措置法に基づく個人タクシー事業者乗務証を当該タクシーに表示しなくてもよいこととなっています。[R0511-09]<タク特46>
- () 565 タクシー業務適正化特別措置法に基づく個人タクシー事業者乗務証は、タクシーの前面ガラスの内側に、個人タクシー事業者乗務証の表をタクシーの内部に、裏を外部に向けて、利用者に見易いように表示しなければなりません。[R0503-05]<タク特46、タク特施規35・12>

（ ） 566 表示通達（各都県に於ける「タクシー車両の表示等に関する取扱について」をいう。）において、タクシー車両の内部の事業者乗務証の掲示は、空車及び割増を表示する装置の前面（空車又は割増を表示する装置を前席旅客席側上方に設置する場合にあっては、前席旅客席側ダッシュボード上部とすることができる。）に、事業者乗務証の上部1.2センチメートル以上の部分が車両の前方外部から明瞭に識別でき、かつ、「CERTIFIED」の文字が表示してある面を旅客から見やすいように掲示しなければならないこととなっています。[改][H1603-25]<タク特46、タク特施規35・12、表示Ⅲ5(2)>

◆◆◆ 個人タクシー事業者乗務証（訂正）

（ ） 567 個人タクシー事業者は、交付を受けている事業者乗務証の記載事項に変更が生じるときは、あらかじめ、その訂正を受けなければなりません。[改][OLD-097]<タク特46、タク特施規31>

（ ） 571 個人タクシー事業者は、個人タクシー事業者乗務証の記載事項に変更があったときは、当該変更があった日から1ヵ月以内にその訂正を受けなければならぬことが、タクシー業務適正化特別措置法施行規則に規定されています。[R0403-13]<タク特46、タク特施規31>

（ ） 572 個人タクシー事業者が、第二種運転免許に係る運転免許証の有効期限を更新したときには、直ちに個人タクシー事業者乗務証の記載事項の訂正を受けなければなりません。[R0311-25]<タク特46、タク特施規31>

◆◆◆ 個人タクシー事業者乗務証（返納）

（ ） 574 個人タクシー事業者は、タクシー事業を行わないこととなったときは、7日以内に、個人タクシー事業者乗務証を地方運輸局長に返納しなければなりません。[改][OLD-100]<タク特46、タク特施規32>

◆◆◆ 個人タクシー事業者乗務証（再交付）

- () 575 個人タクシー事業者が個人タクシー事業者乗務証をよごし、損じ、又は失ったときは、その再交付を受けることができます。[R0711-32]<タク特46、タク特施規33 I>
- () 579 個人タクシー事業者が、個人タクシー事業者乗務証をよごしたことにより再交付を受けようとする場合には、事業者乗務証再交付申請書を登録実施機関（東京地域は公益財団法人東京タクシーセンター、横浜地域は一般財団法人神奈川タクシーセンター）に提出しなければなりませんが、その際には、当該事業者乗務証及び事業者の申請用写真を添付し、かつ、その者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証その他のタクシー業務適正化特別措置法第5条第2項第3号に掲げる事項を証するに足りる資料を提示しなければなりません。[改][R0507-09]<タク特46、タク特施規33III>
- () 580 個人タクシー事業者は、個人タクシー事業者乗務証をよごし、損じ、又は失ったときは、その再交付を受けることができますが、当該事業者乗務証を失ったときは「その事実を証する書面」の添付は必要ありません。[改][OLD-102]<タク特46、タク特施規33III>
- () 581 個人タクシー事業者が個人タクシー事業者乗務証を失ったときは、その再交付を受けることができますが、その後、失った個人タクシー事業者乗務証を発見したときには、直ちに本人が破棄しなければなりません。[R0611-30]<タク特46、タク特施規35・14II>
- () 583 個人タクシー事業者乗務証を紛失し、再交付を受けたのち、失った個人タクシー事業者乗務証を発見したときは、再交付を受けた事業者乗務証を直ちに返納しなければなりません。[OLD-103]<タク特46、タク特施規35・14II>

◆◆◆ 個人タクシー事業者乗務証（譲渡等の禁止）

- () 585 個人タクシー事業者は、個人タクシー事業者乗務証を他人に譲り渡すことはできませんが、貸与することはよいことになっています。[R0707-23]<タク特46、タク特施規34>

◆◆◆ 個人タクシー事業者乗務証（不正表示）

- () 587 個人タクシー事業者が、旅客の運送を目的としないで乗務している場合に、タクシーに当該事業者乗務証を表示することは、タクシー業務適正化特別措置法の違反行為（不正行為）に該当します。[改][OLD-104]<タク特47、タク特施規38>

◆◆◆ 許可の取消し等

- () 588 個人タクシー事業者がタクシー業務適正化特別措置法に違反したときは、1年間の車両使用停止処分を受けることがあります。[改][R0611-24]<タク特52 I>

- () 589 個人タクシー事業者がタクシー業務適正化特別措置法に違反したときは、当該事業の停止を命ぜられることがあります。[R0703-01]<タク特52 I>

- () 590 タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の個人タクシー事業者は、同法に違反したときであっても、当該事業の許可を取り消されることはありません。[R0211A-03]<タク特52 I>

- () 593 一般乗用旅客自動車運送事業者は、タクシー業務適正化特別措置法又は同法に基づく命令若しくは処分に違反したときは、輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは当該事業の停止を命じ又は許可を取り消されることがあります。[R0507-38]<タク特52 I>

第11章 道路運送車両法、自動車点検基準、道路運送車両の保安基準

次の文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

◆◆◆ 車両法の目的

- () 594 道路運送車両法は、自動車の所有権の公証を目的の一つとしています。
[R0707-09]<車両1>
- () 595 道路運送車両法は、自動車の安全性の確保を目的の一つとしています。
[OLD-106]<車両1>
- () 596 道路運送車両法は、自動車の整備についての技術の向上を図ることを目的の一つとしています。[H1703-22]<車両1>
- () 597 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図ることが目的に含まれています。[R0703-05]<車両1>

◆◆◆ 自動車登録番号標の封印

- () 599 道路運送車両法の規定では、自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）の所有者は、新規登録をし自動車登録番号の通知を受けたときは、当該番号を記載した自動車登録番号標の交付を受け、当該自動車に取り付ければ、封印の取付けを受ける必要はありません。[R0507-14]<車両11 I >

◆◆◆ 変更登録、移転登録、永久抹消登録

- () 600 事業用自動車の所有者の住所に変更があったときは、道路運送車両法の規定に基づく移転登録の申請をしなければなりません。[R0411-11]<車両12>

() 604 自動車の使用の本拠の位置に変更のあった場合、道路運送車両法の規定に基づきその事由があった日から15日以内に変更登録の申請をしなければなりません。
[H1811-34]<車両12>

() 605 自動車の所有者の変更（名義変更）の場合、道路運送車両法の規定に基づく変更登録の申請をしなければなりません。[R0511-10]<車両13>

() 608 自動車の売買による所有者の変更の場合、道路運送車両法の規定に基づきその事由があった日から15日以内に移転登録の申請をしなければなりません。[H2711-25]<車両13>

() 609 登録自動車の所有者は、当該登録自動車が滅失したときには、永久抹消登録の申請をしなければなりません。[R0707-20]<車両15>

◆◆◆ 自動車登録番号標の表示、領置

() 610 [改正前] 自動車登録番号標を、見やすいように表示しなければその自動車を運行することはできません。[H1907-28]<車両19>

() 611 自動車登録番号標を、国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、その自動車を運行することはできません。[ORIG-014]<車両19>

◆◆◆ 自動車の装置、乗車定員

() 612 道路運送車両法の規定では、自動車の装置が、保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合していなくても、その自動車は運行の用に供することができます。[R0307-33]<車両41>

() 614 道路運送車両法の規定では、自動車の乗車定員が、保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合しなければその自動車を運行の用に供することができません。[R0211A-10]<車両42>

◆◆◆ 点検・整備（日常点検、定期点検整備）

- () 616 自動車の使用者は、道路運送車両法の規定に基づく点検を行い必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するよう維持することが義務付けられています。[R0603-11]<車両47>
- () 617 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、道路運送車両法の規定による日常点検をし、又はその確認をしなければなりません。[R0707-21]<車両47の2>
- () 618 事業用自動車の使用者又は当該自動車を運行する者は、一日一回運行開始前に自動車を点検する義務があります。[R0611-39]<車両47の2 II>
- () 619 事業用自動車の使用者は、道路運送車両法の規定に基づき6ヶ月ごとに当該自動車の定期点検整備を行わなければなりません。[R0607-32]<車両48 I ①>
- () 621 自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について定期点検整備をしたときは、遅滞なく、一定の事項を記載しなければなりません。[R0703-35]<車両49 I>
- () 622 事業用自動車の使用者は、道路運送車両法の規定に基づき、点検整備記録簿を営業所に備え置かなければなりません。[H1903-30]<車両49 I>

◆◆◆ 点検・整備（整備命令、点検・整備のための手引）

- () 623 道路運送車両法の規定では、自動車の使用者は、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、地方運輸局長から、保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ぜられることがあります。[R0207-08]<車両54 I>
- () 624 自動車の点検及び整備の実施の方法を容易に理解することができるよう、点検の実施の方法等を内容とする手引きが作成されています。[OLD-107]<車両57>

◆◆◆ 自動車の検査・自動車検査証

- () 625 自動車は、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、運行の用に供することはできません。[OLD-108]<車両58 I>
- () 627 事業用自動車の自動車検査証の有効期間は1年とされていますが、個人タクシー事業用自動車に限っては2年とされています。[OLD-110]<車両61 I>
- () 628 道路運送法の規定に基づく事業の休止中は、道路運送車両法の規定する継続検査ができません。[OLD-111]<車両62 I>
- () 629 道路運送車両法において、旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の自動車検査証の写しを営業所に掲示する義務があります。[R0503-13]<車両66 I>
- () 630 道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車には、国土交通省令の定めにより検査標章が表示されていれば、自動車検査証を当該自動車に備え付ける必要はありません。[H2811-25]<車両66 I>
- () 631 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供することはできません。[R0707-37]<車両66 I>
- () 633 自動車の使用者は、道路運送車両法の規定に基づき、自動車検査証記録事項に変更があったときは、その事由があった日から30日以内に、当該事項の変更についての手続をしなければなりません。[改][R0411-08]<車両67>

◆◆◆ 自動車点検基準

- () 634 自動車点検基準に規定する日常点検基準においては、タクシーのブレーキについては、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行えばよいこととなっています。[R0411-38]<点検基準I>

- () 635 自動車点検基準に規定する日常点検基準においては、タクシーの原動機は、1ヶ月に1回点検を実施しなければならないこととなっています。[R0611-34]<点検基準1>
- () 639 自動車点検基準に規定する日常点検基準においては、タクシーのウインド・ウォッシャ及びワイパーについては、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行えばよいこととなっています。[R0503-37]<点検基準1>
- () 640 自動車点検基準に規定する定期点検基準においては、タクシーの原動機は、1ヶ月に1回点検を実施しなければならないこととなっています。[R0707-13]<点検基準2>
- () 644 タクシー車両の点検整備記録簿の保存期間は、その点検整備の日から2年間と定められています。[H2303-34]<点検基準4>

◆◆◆ 道路運送車両の保安基準

- () 647 運転者が交通状況を確認するために必要な視野を確保できれば、タクシーの前面ガラスにはり付けるものに制限はありません。[R0711-15]<保安基準29>
- () 649 タクシーには、非常時に灯光を発することにより他の交通に警告することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、一定の基準に適合する非常信号用具を備えなければなりません。[R0607-30]<保安基準43の2>
- () 650 自動車に備える警告反射板は、昼間200メートルの距離からそのけい光を確認できるものであることなどの基準が規定されています。[OLD-112]<保安基準43の3>
- () 651 道路運送車両の保安基準では、タクシーに備える停止表示器材は、夜間150メートルの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであることとされています。[H1607-21]<保安基準43の4>
- () 652 タクシーは、乗降口のとびらを開閉する操作装置又はその付近には、とびらの開放方法を表示しなければなりません。[H1411-15]<保安基準50>

【第1章】 解 答	【第2章】 解 答	【第3章】 解 答	【第4章】 解 答	【第5章】 解 答	【第6章】 解 答
001 ○	083 ×	285 ×	277 ○	117 ×	180 ○
002 ×		286 ○	278 ×	118 ×	220 ○
005 ○		287 ○	279 ×	119 ×	221 ×
006 ○		288 ×	281 ○	120 ×	223 ○
007 ○		290 ×	282 ○	122 ○	224 ○
009 ○		292 ○	283 ○	123 ×	225 ○
013 ×		247 ○	284 ×	124 ×	226 ○
015 ○		248 ×	086 ×	125 ○	227 ×
016 ○		250 ×	089 ○	126 ×	229 ×
017 ○		251 ○	090 ×	127 ○	347 ×
018 ×		252 ×	092 ×	129 ×	348 ○
019 ×		254 ○	093 ×	132 ○	350 ○
022 ○		256 ○	096 ×	133 ○	351 ×
023 ×		257 ×	097 ×	134 ×	352 ×
024 ×		259 ×	098 ○	136 ×	353 ○
027 ○		261 ×	100 ×	139 ×	354 ○
030 ○		263 ○	102 ×	143 ○	355 ○
031 ×		264 ○	103 ○	145 ×	356 ○
035 ○		265 ○	106 ×	147 ○	357 ×
038 ×		267 (×)	107 ×	148 ×	236 △(○)
039 ○		268 ×	110 ×	150 ○	358 ○
040 ×		270 ×	111 ○	151 ○	359 ×
042 ○		271 ×	112 ×	152 ×	362 ○
043 ×		272 ○	113 ○	155 ○	363 ×
046 ×		273 ×	114 ×	158 ×	365 ×
049 ×		274 ○	115 ×	159 ×	369 ×
050 ×		275 ×	293 ○	160 ○	372 ×
051 ×		276 ×	294 ○	162 ○	373 ×
053 ×			295 ○	163 ×	374 ○
055 ×			297 ○	165 ○	375 ×
059 ×			299 ○	167 ×	376 ×
068 ×			300 ×	168 ○	379 ×
069 ×			301 ○	169 ×	382 ○
070 ×			302 ×	171 ×	237 ○
073 ×			303 ×	173 ○	240 ○
075 ×			305 ○	175 ×	242 ×
076 ×			306 ×	177 ○	243 ○
077 ×			307 ○	178 ×	244 ○
079 ○			309 ○	215 ○	245 ×
081 ×			311 ○	216 ×	246 ×
082 ○			116 ×	217 ○	

【第7章】 解 答	【第8章】 解 答	【第9章】 解 答	【第10章】 解 答	【第11章】 解 答
383 ×	439 ×	497 ○	525 ○	590 ×
385 ○	440 ×	498 ○	527 ×	593 ○
386 ○	441 ○	499 ×	528 ×	596 ○
388 ○	442 ○	500 △(×)	529 ×	597 ○
390 ○	444 ×	501 ×	530 ○	599 ×
392 ○	446 ○	503 ○	531 ○	600 ×
397 ×	448 ○	505 ×	532 ×	604 ○
398 ×	449 ×	506 ×	533 ○	605 ×
399 ×	450 ×	510 ○	534 ○	608 ○
401 ×	452 ○	511 ○	535 ○	609 ○
402 ×	453 ×	513 ○	537 ×	610 (○)
404 ○	455 ○	514 ○	538 ○	611 ○
405 △(○)	456 ○	515 ×	539 ○	612 ×
407 ○	457 ×	516 ×	540 ×	614 ○
409 ○	459 ○	517 ×	542 ×	616 ○
410 ×	460 ×	518 ×	545 ×	617 ○
413 ○	461 ×	521 ×	546 ×	618 ○
415 ×	464 ○	522 ○	547 ×	619 ×
416 ×	466 ×	523 ×	550 ×	621 ○
417 ×	468 ×	524 ○	551 ×	622 ×
418 ×	471 ○		552 ×	623 ○
420 ×	472 ×		554 ×	624 ○
422 ×	473 ×		555 ×	625 ○
424 ×	476 ○		557 ○	627 ×
425 ×	477 ○		558 ×	628 ×
427 ○	479 ×		563 ○	629 ×
428 ○	481 ×		565 ×	630 ×
430 ○	483 ×		566 ×	631 ○
431 ○	485 ×		567 ×	633 ×
433 ○	488 ○		571 ×	634 ×
434 ○	489 ○		572 ○	635 ×
435 ○	490 ×		574 ×	639 ○
436 ×	492 ×		575 ○	640 ×
437 ×	494 ×		579 ○	644 ×
438 ×	495 ○		580 ×	647 ×
	496 ×		581 ×	649 ○
			583 ×	650 ×
			585 ×	651 ×
			587 ×	652 ×
			588 ×	
			589 ○	

(筆者のサイトのQRコード)



個人タクシー試験対策
精選正誤問題集 (2026年版)

発行日 平成30年 6月25日 初 版
令和 8年 1月 1日 2026年版 ◇令和7年11月試験反映◇
著 者 aimoto
(<https://ss1.xrea.com/daiichijs17.xrea.com/>)
発行者 同 上
印 刷 製本直送.com / 他
頒 價 1,650円
(追加情報等は上記サイトに掲載します。)